

第7回 全区版地域ケア会議 金銭管理問題の経過報告

令和6年7月26日
保健福祉政策部 保健福祉政策課
生活福祉課

1 「金銭管理」における課題の再整理

令和5年10月26日開催「第7回 全区版地域
ケア会議」資料より抜粋

6. 「金銭管理」の支援における課題

「金銭管理」の支援における課題

- 成年後見制度は、その利用のハードルは決して低いものではないことや、後見人に対する報酬等、金銭面の負担も少なくない。
- また、日常生活自立支援事業については、その利用までに数か月の時間がかかることや、権限外のことも多い。
- 金銭管理の支援においては、生活困窮者自立支援事業における家計改善支援事業から、成年後見制度や日常生活自立支援事業につながりにくいなど、様々な課題があるものの、全区版地域ケア会議においては、**主に制度的な側面での課題を中心に、今後どのような制度があれば円滑に支援につながるか**を検討したい。

主な課題1

成年後見制度や日常生活自立支援事業の申込みから、制度の利用開始までの金銭管理をどのように支援するか。

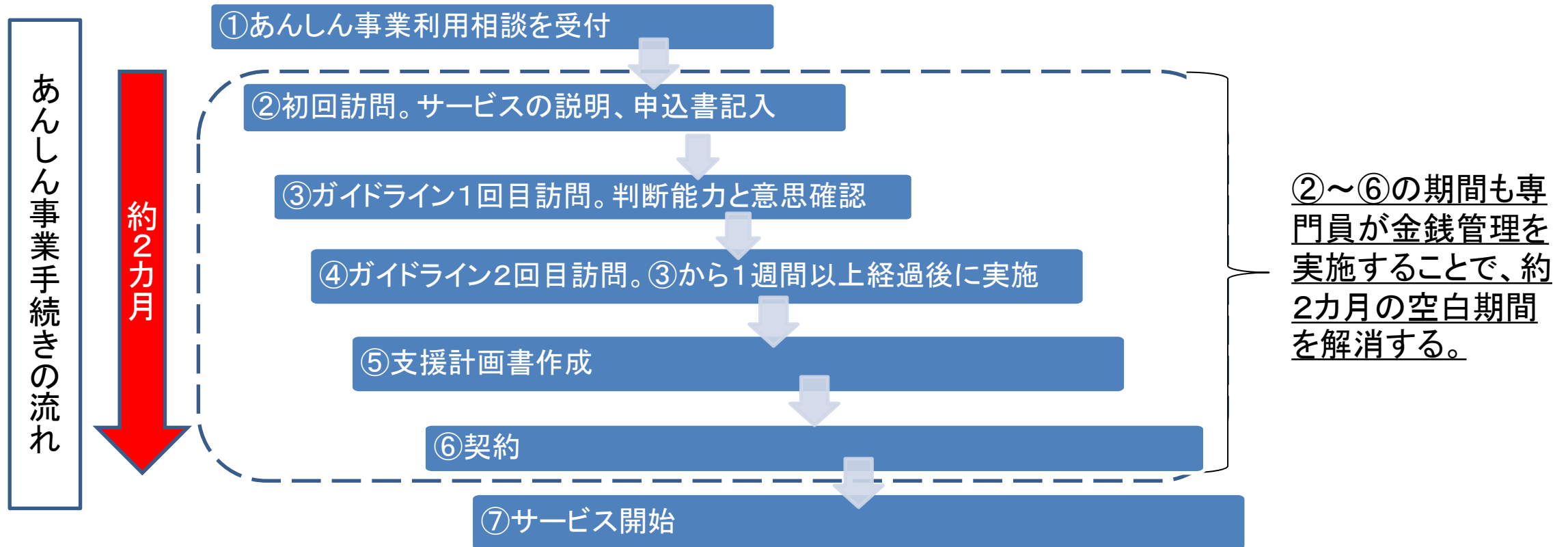
主な課題2

日常生活自立支援事業の対象者ではない場合や、利用までに時間がかけられないケースにおいて、現状は支援者が何らかの形で金銭管理に関わらざるを得ないケースがあり、対応に苦慮している。

2 金銭管理問題の対策案 1

(1)(仮称)あんしん事業事業開始前までの金銭管理の支援(案)

あんしん事業の利用申込から契約までの2カ月間に、区独自事業としてあんしん事業専門員が金銭管理を実施する。支援内容は、預金の払戻し、公共料金振込、緊急かつ必要不可欠な書類手続支援。



2 金銭管理問題の対策案2

(2)緊急対応金銭管理(案)

障害や認知症等により判断能力が低下した方を対象に、金銭管理困難によるライフライン停止を回避するため、区が民法第697～698条「事務管理」を根拠に、必要な費用を措置する。後見開始後に後見人から返済を受ける。対象とする経費は、光熱水費、電話利用料、入院費、福祉サービス利用料、家賃。

例)緊急対応金銭管理(案)の適用場面

